

日医発第 629 号 (保 123)
平成 19 年 10 月 11 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

新潟県中越沖地震による政府管掌健康保険及び船員保険の一部負担金等
の減免措置について

標記につきましては、平成 19 年 8 月 30 日付庁保険発第 0830001 号で社会保険庁運営部医療保険課長からその取扱いが示されておりましたが（平成 19 年 9 月 6 日付日医発第 529 号にてご連絡済み）、今般、罹災証明書の発行になお時間を要すると判断される市町村があることと等により、被保険者からの一部負担金等の減免に係る証明書の申請に支障が生じている場合が見られることから、一部負担金等の還付対象期間等につき、その期限が延長されました。また、併せて、一部負担金等の減免措置の対象となる市町村に新潟県上越市が追加されましたので、ご連絡申し上げます。

今回示されました変更点は下記のとおりであります。

つきましては、本通知の内容につきまして、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、「医療保険」—「地震などの災害時における保険診療等に関する情報」に掲載いたします。

記

政府管掌健康保険及び船員保険

1. 一部負担金等の減免の対象となる被害

(1) 対象となる災害

平成 19 年 7 月 16 日に発生した新潟県中越沖地震

(2) 対象となる被害

ア 本措置の対象となる被害は、(1)の災害により、被保険者又はその被扶養者(以下「加入者」という。)の住宅が全壊、大規模半壊又は半壊となったもの。

イ 本措置の対象となる被害は、以下の地域における加入者の住宅をいう。

新潟県柏崎市

新潟県長岡市

新潟県三島郡出雲崎町

新潟県刈羽郡刈羽村

新潟県上越市 (※今回追加)

(3) 被害の認定は、地方公共団体が交付する罹災証明書に基づき行われる。

2. 一部負担金等の還付対象期間

(変更前) 平成19年7月16日～同年 9月30日

(変更後) 平成19年7月16日～**同年 12月31日**

3. 社会保険事務所への一部負担金等の還付申請の期限

(変更前) 平成19年11月30日

(変更後) **平成20年3月31日**

以上

(添付資料)

1. 新潟県中越沖地震による政府管掌健康保険及び船員保険の一部負担金等の減免措置について

(平19.9.28 庁文発第0928015号の1 社会保険庁運営部医療保険課長通知(日本医師会宛))

2. 新潟県中越沖地震による政府管掌健康保険及び船員保険の一部負担金等の減免措置について

(平19.9.28 庁保発第0928003号 社会保険庁運営部医療保険課長通知)

3. 新潟県中越沖地震により被災した被保険者等に係る一部負担金等の還付の取扱いについて

(平19.9.28 保保発第0928001号 厚生労働省保険局保険課長通知)

(参考資料)

1. 新潟県中越沖地震により被災した被保険者等に係る一部負担金等の還付の取扱いについて

(平 19. 7. 31 保保発第 0731001 号 厚生労働省保険局保険課長通知)

庁文発第 0928015 号の 1
平成 19 年 9 月 28 日

社団法人 日本医師会長 殿

社会保険庁運営部医療保険課長



新潟県中越沖地震による政府管掌健康保険及び船員保険の
一部負担金等の減免措置について

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局長あて通知したのでよろしくお取り
はからい願います。



庁保険発第 0928003 号
平成 19 年 9 月 28 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部医療保険課長
(公印省略)

新潟県中越沖地震による政府管掌健康保険及び
船員保険の一部負担金等の減免措置について

標記については、平成 19 年 8 月 30 日付庁保発第 0830001 号において、その取扱いを示したところであるが、罹災証明書の発行になお時間を要すると判断される市町村があること等により、被保険者からの一部負担金等の減免に係る証明書の申請に支障が生じていると見られることから、一部負担金等の還付の対象となる期限及び社会保険事務所への還付の申請の期限を下記のとおり延長することとし、また、併せて、新潟県上越市を一部負担金の減免措置の対象となる市町村に追加することとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、今回の取扱いについて、被保険者、保険医療機関、事業主、船舶所有者その他関係機関に対し、周知方特段のご配慮を願いたい。

記

1. 一部負担金等の還付対象期間

(変更前) 平成 19 年 7 月 16 日～同年 9 月 30 日

(変更後) 平成 19 年 7 月 16 日～同年 12 月 31 日

2. 社会保険事務所へ的一部負担金等の還付申請の期限

(変更前) 平成 19 年 11 月 30 日

(変更後) 平成 20 年 3 月 31 日



保保発第0928001号
平成19年9月28日

社会保険庁運営部医療保険課長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公印省略)

新潟県中越沖地震により被災した被保険者等に係る
一部負担金等の還付の取扱いについて

標記については、「新潟県中越沖地震により被災した被保険者等に係る一部負担金等の還付の取扱いについて（平成19年7月31日付け保保発第0731001号）」において、その取扱いを示したところであるが、罹災証明書の発行になお時間を要すると判断される市町村があることなどにより、被保険者からの一部負担金等の減免に係る証明書の申請に支障が生じていると見られることから、還付の対象となる期限を平成19年12月31日までとし、申請の期限を平成20年3月31日までとすることとしたので、その運用に当たっては十分に留意の上、被保険者等への周知等遺憾なきを期されたい。



参考

保保発第0731001号

平成19年7月31日

社会保険庁運営部医療保険課長 殿

厚生労働省保険局保険課長

(公印省略)

新潟県中越沖地震により被災した被保険者等に係る
一部負担金等の還付の取扱いについて

標記については、今般の新潟県中越沖地震の被害の甚大さ等にかんがみ、当該災害により災害救助法を適用された市町村において平成19年7月16日時点で住所を有していた被災した被保険者又はその被扶養者(以下「被保険者等」という。)については、「健康保険及び船員保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて」(平成18年9月14日保保発第0914001号)にかかわらず、下記の取扱いによることとしても差し支えないこととしたので、その運用に当たっては十分に留意の上、被保険者等への周知等遺憾なきを期されたい。

また、一部負担金等の還付を申請する際に用いる申請書の様式例を添えたので、参考にされたい。

記

平成19年7月16日以降同年9月30日までの間に一部負担金等の減免対象たる被保険者等に該当した者であって、やむを得ない事情により一部負担金等の減免に係る証明書を保険医療機関等に提出できず、既に一部負担金等の支払いを行ったものは、同年11月30日までに保険者に対し申請を行うことにより、当該一部負担金等の全部又は一部について還付を受けることができるものとする。ただし、既に高額療養費の支給を受けている場合等においては、当該支給された額を控除した額を還付するものとする。

なお、還付の対象となる期限については、被害の状況等に応じ、延長することもあり得る。

参考

(別紙) 様式例

新潟県中越沖地震健康保険一部負担金等還付申請書

被保険者証記号番号					
被 保 険 者	氏名		生年月日		性別
	住所				
療養を受けた者	氏名		生年月日		性別
	住所				
療養を受けた 保険医療機関等	名 称				
	所在地				
療 養 を 受 け た 期 間		平成 19 年 月 日 ~ 平成 19 年 月 日			
保険医療機関等に支払った一部負担金等の額		円			
還付を申請する理由 (該当する番号に○をつけて下さい)					
1 一部負担金等免除証明書又は一部負担金等減額証明書を提出することが出来なかったため。 2 一部負担金等免除証明書又は一部負担金等減額証明書の交付が遅れたため。 3 一部負担金等の減免の申請をすることができなかったため。 4 その他 []					

上記のとおり一部負担金等の還付を申請いたします。

平成 年 月 日

[社会保険事務所長
健康保険組合理事長] 殿

被保険者 住 所
氏 名

印